

令和5年度市民活動支援組織機能強化支援事業 委託仕様書

1. 委託事業名

令和5年度市民活動支援組織機能強化支援事業

2. 事業の目的

県では、市民活動支援センター及び他の団体が実施するNPO活動に対し支援活動を行うNPO法人（以下、NPO活動支援組織という。）や、他団体との連携、法人の資質向上に意欲的なNPO法人、市町村等に対し、研修等を実施し、NPO活動支援組織の機能強化を図り、県内NPO法人の資質向上につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 委託事業の内容

本事業は、県内で活動するNPO活動支援組織及び今後NPO活動支援組織としての活動を実施する意向のあるNPO法人、市町村等を対象とした研修等を実施し、NPO活動支援組織の機能強化を図る。

(1) 対象者

NPO活動支援組織、NPO法人、市町村等

(2) 事業項目

ア 事業の周知及び参加者公募の実施

イ 県内NPO法人に対するアンケート調査の実施・集計（NPO法人が抱えている問題の把握等）

※アンケート調査対象は、内閣府のポータルサイトに掲載されている茨城県内のNPO法人全て（約900件）とする。

※アンケート調査内容は、実施1か月前までに作成し、県に内容確認を行った後、実施すること。

※アンケート調査は10月までに実施し、その結果取りまとめ12月末までに報告すること

ウ スキルアップ研修資料作成

※研修資料は研修実施2週間前までに作成し、県に内容確認を行った後、印刷し使用すること。

エ スキルアップ研修の実施

① 必須研修

- ・NPO法人の設立・役員変更・定款変更・解散（合併を含む）等の相談対応研修（基礎知識編）
- ・特定非営利活動促進法に定める手続（所轄庁への報告書類作成含む）対応研修（設立申請手続編）
- ・特定非営利活動促進法に定める手続（所轄庁への報告書類作成含む）対応研修（事業報告書編）
- ・特定非営利活動促進法に定める手続（所轄庁への報告書類作成含む）対応研修（定款変更・事務所所在地変更手続編）
- ・特定非営利活動促進法に定める手続（所轄庁への報告書類作成含む）対応研修（役員変更手続編）
- ・特定非営利活動促進法に定める手続（諸官庁への報告書類作成含む）対応研修（解散手続編）

② その他研修

- ・NPO活動支援組織・NPO法人等の機能強化に資するもの（会計処理、先進事例視察・NPO法人間の意見交換会など）

5 委託要件等

(1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする

- ・直近2年以内に、行政機関、NPO法人を対象とした実務研修の実績があること
- ・県内のNPO法人に対し情報の収集・発信できるツールを有していること
- ・当該事業における総合担当者を定め、委託者及び研修受講者からの問合せに対応できること

(2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う事業を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。

ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる事業については、県と協議のうえ、事業の一部を再

委託することができるものとする。

なお、再委託に際し問題が生じた場合、その責は受託者が負うものとする。

(3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく事業上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならない。

(6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた著作権等の知的財産権は県に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、原則すべて県に帰属するものとする。

ただし、茨城県の共助社会づくりの推進に資することを目的に当該事業の成果物を使用する場合、個人情報を含まない範囲での成果物の利用を認めることとする。

なお、受託者は成果品に係る知的財産権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

6. K P I ・ K G I

企画提案時に客観的に事業評価できるように当該事業における K P I（重要業績評価指標）・K G I（重要目標達成指標）を定め事業を実施し、事業完了時にその結果を取りまとめ書面で報告すること。

7. 事業執行体制

委託事業を遂行するため、事業責任者及び事務支援員を各 1 名配置し、県と緊密な連携が取れる体制を構築すること。

8. その他

事業の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと